

薩摩組の働きから見る富山売薬行商人の性格

村田 郁美

(吉村亨ゼミ)

【目次】

はじめに

第一章 富山売薬の起源とその組織

第一節 富山売薬の起源

第二節 富山売薬行商人の組織

第三節 富山藩内に設置された売薬業に関する組織

第四節 富山売薬行商人の行商

第二章 富山売薬行商人に関連した薩摩藩の行動と機関

第一節 他藩に見る差留の例

第二節 薩摩藩による差留の例

第三節 薩摩組による差留の解除活動

第四節 薩摩藩内に設置された仲介機関

第三章 薩摩組による昆布廻送での貢献

第一節 薩摩藩内にとつての昆布の重要性

第二節 昆布廻送が開始されるまでの経緯

第三節 薩摩組による昆布廻送事業とそれによつてもたらされた利益

第四章 薩摩組による情報提供等での貢献

第一節 新潟での抜荷発覚事件

おわりに

第二節 薩摩組が行つたとされる隠密御用、極内御用
第三節 寺田屋事件

はじめに

富山県は「薬のたま」として有名な県である。全国に薬を売り歩いたという富山売薬は元禄期に始まり、現在もなお活躍している。その特徴は先に薬を預けておき後日飲まれた分だけの代金をもらう先用後利というシステムや、馴染みの得意先が幾代も受け継がれていく信用の厚さにある。本稿は、その伝統産業である富山売薬の中でも薩摩での行商を担当した薩摩組の内面・性格を明らかにすることを課題とする。

その理由を説明するためには富山売薬、及び富山売薬行商人についての先行研究を見ることが必要になる。現在まで進められてきたこの分野の研究を大きく分けると以下の三つになる。

まず一つは「富山売薬の起源や組織」についての研究で、富山売薬を研究していくうえで大事な基礎となる部分でもある。植村元寛氏の「近世富山売薬行商の保護政策」⁽¹⁾、「富山藩の売薬業統制(上)」⁽²⁾、「領域と領域経済―富山売薬行商の地理的研究によせて―」⁽³⁾、「富山売薬商人の商業経営―とくに懸場帳を中心にして―」⁽⁴⁾、米原寛氏の「反魂丹役

所の機能と構造」^⑤、根井浄氏の「富山売薬と修験者について」^⑥、光岡歳洋氏の「越中売薬業について―特にその台頭の要因と組織について―」^⑦等がある。

次は「富山売薬薩摩組の海運」についての研究で、高瀬保氏の「越中売薬と海運及び薩摩・富山藩との関係」^⑧、深井甚三氏の「近世日本海運史の研究―北前船と抜荷」^⑨等がある。

そして最後が「差留」についてで、これは最近進んできた分野である。差留とは営業の禁止を得意先の藩から言い渡されることである。塩澤明子氏の「近世後期における富山売薬行商人と旅先藩―薩摩藩との関係を中心に―」^⑩、半田和彦氏の「秋田藩、富山売薬を排除」^⑪等がある。

以上に挙げた先行研究を見ると、行商人の内面にせまる研究はまだ進められていないことが分かる。これが、筆者が富山売薬行商人の内面・性格を扱いたいと思った理由である。富山売薬行商人の「行商人」としてではない一面を探り、富山売薬行商人の「商いに対する姿勢」を明らかにする、というのが本稿の最終目的だ。

さらに、富山売薬行商人のなかでも薩摩組に焦点を当てた理由を以下に説明する。理由は二点ある。薩摩組は全部で二十一組ある仲間組のなかでも一番差留された回数が多い。従って差留解除に動く例も一番多い。また、薩摩組売薬商密田家の文書が存在や、それをもとに進んでいる薩摩組についての多数の研究。その材料の多さから薩摩組を選択したというのが一点目である。そして二点目は薩摩藩の特殊性だ。「生きて帰れぬ 薩摩飛脚」という言葉もある通り、元来薩摩藩はよそ者が入ることを良しとしない、排他的な性格の藩である。そのような場所で行商を続けて来られた理由がどこにあるのか、これを知ることが即ち富山売薬行商人の内面・性格を知ることにつながるであろう。

その方法として、富山売薬行商人が営業を差し留められたときに起こした行動、旅先藩に対して如何に貢献したかを明らかにしたい。よって本稿ではまず第一章で富山売薬の起源とその組織について、第二章で富山売薬行商人に関連した薩摩藩の行動と機関について、第三章で薩摩組による昆布廻送での貢献について、第四章で薩摩組による情報提供等での貢献について、そして最後に分析の結果を述べる。

第一章 富山売薬の起源とその組織

第一節 富山売薬の起源

この節では主に『富山県史 近世下』^⑫を参考に富山売薬の起源について述べる。富山売薬行商人が売り歩く薬は風邪薬や腹薬等、何十方にも及ぶ。なかでも一番有名なのが「反魂丹」という薬で、この反魂丹が伝わったとされるのが天和三年（一六八三）のことである。富山藩二代目藩主前田正甫が富山藩士日比野小兵衛を長崎へと使いにやった。その道中に腹が痛くなった小兵衛に薬（反魂丹か）を処方したのが、たまたま道連れになっていた万代常閑という備前の医師だった。

藩主正甫はよく腹痛を起こしたが、その際に小兵衛が常閑にもらったおいた丸薬を服用するとたちまちに治った。その効能を身を以て体験した正甫は富山藩に常閑を招き、反魂丹を献上させた。そして反魂丹方書は日比野小兵衛が預かり、その後、城下町の薬種屋松井屋源右衛門に伝授され、製薬に至ったという。

これが反魂丹が富山藩に伝えられた由来である。では次に全国に行商しに行くに至った由来を見てみる。これにはいくつかの説があるとされているが、最も有力な説として元禄三年（一六九〇）に起きた江戸城腹痛事件（正甫伝説）をまずは挙げたい。『富山売薬業史料集』^⑬（以下、『史料集』）所収の「反魂丹由緒書」には以下のように書かれている。

一、大蔵大輔様江戸御参勤之折、諸侯様御詰合候砌、御腹痛之御方御座候二付、則御貯 之反魂丹被進御用御座候所、速ニ御全快御感賞有之、夫より諸侯様におゐて国々江壳弘候様御懇望之御沙汰御座候由二付、源右衛門等江被申渡、反魂丹之外二三品差加へ、手代之もの人撰仕、尚又役場より厳格之締方被申付、諸国江相弘国産と相成（下略）

即ち、元禄の初めに江戸城に参勤していた正甫が、同じく参勤してい

たある大名の腹痛に遭遇した際に反魂丹をすすめた。反魂丹を服用した大名はたちまち回復した。その逸話を聞いた諸大名が自分の藩へも反魂丹を販売して欲しいと懇望したことがきっかけとなり、諸国へ売り広めることとなったのだという。

また諸説あると先に述べたが、『富山県史 近世下』によれば、江戸初期から福野町野尻（砺波郡）に伝わる風薬「五香」という煎薬が広く売られていたという話、小杉町にも能登に古くから薬を行商した話、立山町芦崎寺の山伏が熊胆などを生薬にしたものを諸国の檀家に売り歩いた話が伝わっている。そして井波町やその周辺では蚕の種紙業者がかなり広く他国へ出て種紙を預け、その孵化した率によってお金をもらっていたという話が伝わっているが、城宝正治氏の研究によるとこの井波町の例は売薬の先用後利とよく似ており、むしろこちらの方が古いのだという。

第二節 富山売薬商人の組織

富山売薬行商人が諸藩で活動して行くにあたって必要になったのが組織づくりである。どこの藩も藩から金が出ていくことには強い警戒心を抱いており、他国の商人が他藩で自由に商いを行うことは許されなかった。そのため売薬などは鑑札制となったのだが、ひとりひとり申請をするのではあまりにも効率が悪すぎる、というのが組織づくりの背景である。そこで江戸後期に作られたのが組だ。その組が、新たに富山藩が作った組織である反魂丹役所にまとめて申請し、さらにその反魂丹役所がまとめてそれぞれの藩へ届出をした。従って一般の商工業者の株仲間が居住区や営業の規模・種類を基準に株仲間を構成するのに対し、富山売薬行商人は行商という商業形態ゆえに行商先を基準に組を構成しているという点に特徴がある。

また、組の成立は鑑札の申請の効率化をはかることだけが理由だったのではない。売薬行商人の増加や行商圏の拡大に伴い、管理・運営を行うのが難しくなったという点にも理由がある。時代背景的にも運営上の問題にも組の成立は必然のことであった。この組という組織は富山売

薬の運営をスムーズにさせるだけでなく、富山藩に諸益金を上納することで藩の財政にも貢献している。その代わりに富山売薬は富山藩の保護と営業独占の特権を受けることとなった。即ち、組は富山藩の株仲間という図式になる。

組についてももう少し詳しい説明を加えることにする。組の成立は明和期（一七六四～一七七二）のころだと言われており、組の数は最初は十八組、文化年間（一八〇四～一八一八）に二十組、さらに二十一組、安政年間（一八五四～一八六〇）には二十二組、そして慶応年間（一八六五～一八六八）に再び二十一組となった。

また、売薬行商人らは、一年に二回りとして二千～二千五百軒くらいを「ヒトリアシ（一人脚）」という単位を付けて呼んでいた。

以下に示すものが『史料集』より抜粋した仲間組の分け方で、組の下の括弧内の数字は何人脚かを示す。また、それぞれの行の初めに書かれた「仁義礼智信」の五つの分け方は明治六年（一八七三）の富山売薬行商における地域区分を示すものである。

仁―関東組(380)・上総組(66)・駿河組(43)・信州組(172)
 義―五畿内組(262)・北中国組(94)・江州組(82)・伊勢組(77)
 礼―九州組(140)・四国組(47)・中国組(99)・薩摩組(26)
 智―美濃組(206)・仙台組(34)・秋田組(5)・南部組(38)
 信―北国組(71)・越中組(?)・越後組(96)・出羽組(60)・伊達組(82)
 計二十一組 二〇九八人脚

組の形成の仕方については簡単に先にも述べたが、植村氏によると

商人の側からその行商圏に近接する諸地域をいくつか結合して、こ
 こに行商する商人たちが組を形成した。¹⁴⁾

とのことである。さらに植村氏は、

これらの組の支配する地域は、互いに気候風土が相似しており、したがって農作物も類似していて、このために営業とくに集金の時期が一致し、道中や市場関係や歴史的権力的関係を基準にして広域にわたる営業活動の協同の要請からして、旅先方向の近接した諸藩の領域をあわせて、組の支配する行商圏の構造が形成された。⁽¹⁵⁾

と述べている。

組の分け方を見ると、奥中国組・四国組・九州組・関東組・五畿内組など、諸地域を広く集合した組がある一方で、そうではない組もあることを見つけることができる。それは薩摩組・江州組・伊勢組・駿河組・上総組・信州組・越後組・出羽組・仙台組・秋田組などのことであるが、これは封建領主の支配する領地を結合、旧来の国の領域を基礎にした組という区分がなされており、先述の「歴史的権力的関係」を考慮したものである。

次に向寄について見ていく。この向寄は内に存在する更に小さなまとまりである。同一藩内に配置する者の組合のようなもので、必ずしも一藩の全領域を範囲としていない。数藩の領域に及ぶこともあれば一藩の内部に細分化されることもある。具体的に奥中国組を例として挙げてみる。作州津山向寄・安芸向寄・防長向寄などのいくつかの向寄で奥中国組は形成されているといえる。さらに植村氏によれば、

行商圏における政策と旅先藩との関係は、多くは向寄を通じて行われ……⁽¹⁶⁾

売薬行商人の仲間の性格は、強いていえば旅先の領域経済については「向寄」として、富山藩に対しては「組」としての機能を、二分して成立していた。⁽¹⁷⁾

ということである。

第三節 富山藩内に設置された売薬業に関する組織

これまで富山売薬内での組織について述べてきた。第三節では富山藩内に設置された売薬業に関する組織について見ていくことにする。

先にも少し触れたように、富山藩内には反魂丹役所という役所が改めて新設された。成立には、明和年間（一七六四～一七七二）に売薬業の取り締まりのために設立されたとする立場と、文化・文政年間（一八〇四～一八二九）だとする二つの立場がある。

前者に関する史料としては、「明治8年諸組周旋方より新川県権令山田秀典宛 売薬免許を出願する者の取り締まりを願ひ出た書面」が挙げられる。以下に引用する。

売薬の原由は旧藩主二代目大藏大輔正甫殿御発起に而……

……就中明和年中反魂丹役所設立に相成、薬品の精選は勿論、一同心得方等一層厳格之方被相立候……⁽¹⁸⁾

また、後者に関する史料としては、「反魂丹役所新設に際して同役所から反魂丹上縮への達」が挙げられる。「子三月」のみで年不詳なのだが、「上縮」の職名は文化八年（一八一二）の懸帳帳売切証文が初出なため、『史料集』は文化十三年（一八一六）または文政十一年（一八二八）と判断した。これをもとにして米原氏は、

明和年中以後文化十五年迄の諸通達は町奉行所によってなされている。この点において、明和年中説は否定されねばならぬ。かくして反魂丹役所の設置は文化十三年と推定される。⁽¹⁹⁾

と述べている。

反魂丹役所設立の背景には、領外における信用維持のため、営業拡大のため、反魂丹売薬に賦課された諸上納金を確実に徴収するために売薬業の統制機関が必要とされることが挙げられる。また、富山売薬行商人の側としても相互の連絡や紛争処理、旅先藩に対する諸種の交渉の為に強力な後ろ盾を必要としていた。反魂丹役所に対して、富山藩は売

薬業の統制強化を期待し、富山売薬行商人は株仲間間の政治的・経済的機能の強化を期待したのである。

富山売薬は従来、儉約奉行によって支配され、直接的には町奉行の管轄下に置かれていた。それが先述の経緯によって文化十三年（一八一六）に反魂丹役所が設置されることとなった。これは一応独立した機関である。業務内容は売薬の統制と指導、事務全般の施行であった。そして天保八年（一八三七）、反魂丹役所は産物方役所の附属となる。それ以降、保護、統制、指導は産物方役所の名によって行われ、反魂丹役所では出納簿の作成、売薬人脚数の移動把握等の実務、御役金上納や営業に関する諸出願の窓口を担当することとなった。以下は反魂丹役所の実務機能について米原氏が六つに大別したものを引用したものである。

- ① 反魂丹売薬に賦課された諸役金の徴収
- ② 諸役金徴収に伴う出納簿の作成
- ③ 脚数移動の把握等、人的取り締まり
- ④ 諸通達の交付―統制および罰則
- ⑤ 売薬人の諸出願の受付および藩への取次
- ⑥ 売薬人相互の仕入金・雑用等の貸借等経済的共同活動⁽²⁰⁾

次に反魂丹役所の人員についてであるが、これは①藩の役人からなる奉行、下役、下附足軽、②町人あるいは売薬業者からなる反魂丹上縮、肝煎、調理役の二つの組織によって形成されている。また、反魂丹上縮は町年寄が兼役、肝煎は町肝煎か、多くの株を所有する有力な売薬人を任命するのであるが、例えばこれには利田屋宗右衛門、室屋弥三兵衛、同弥一郎、密田兵右衛門、芦尾利兵衛、宮嶋屋仙蔵等を挙げることができさる。

第四節 富山売薬商人の行商

ここまで、富山売薬の起源、富山売薬行商人の組織、富山藩内に作られた売薬業に関する組織について見てきた。第四節では、実際に富山売

薬行商人はどのような行商をしていたのかを『富山県史 近世下』⁽²¹⁾を参考にしてまとめていきたい。

まず基本的に行商は、若い人は主人について旅に出た。若い人というのは、今でいう補助員のことである。昼は外回り、夜は薬の仕分けをするということ、宿屋も一緒だった。薬の整理では、古いものはルーフ、新しいものはラーサ、カビの生えたものはピーカ、値段をまけることはケーマ……というように暗号を使ったという。その間、若い人は薬の説明、接客法、包装をいためないで行李につめる方法、懸場帳の記入の仕方、いくらまけた、掛けにした、留守だった、従来よりいくら余計に置いてきた、どの薬など、こと細かに記入することを学んだ。そしてまた翌日行商に出かけるのだ。

そのような生活を大体三〜四月繰り返したのち、いったん富山藩へ帰り、仕入れをしてまた出かける。従って一年の半分が旅ということになる。旅先では町の宿屋、または一戸を借りたものを定宿とし、その他に、一、二泊する宿をもった。本拠は半永久的宿泊地のため筆筒も預けっぱなしにしていたというが、それには、たくさん荷を送り古い薬を送り返すには旅宿が定まっていけないと不便であるといった理由があった。

富山藩へ帰った後の仕事としては、若い人への給金の支払い、返送してきた薬を交換に出すものなのか棄てるものなのかの仕分け、厚袋（外側の袋）・サシブクロ（中の袋）の印刷注文、自家営業を許された時代などは原料を買い集めることも仕事であった。

先述したなかに懸場帳というものがあつたが、これは所謂お得意先データベースのようなものである。江戸末期までは「反魂丹場所掛け帳」を略して「反魂丹懸場帳」と呼んでいたが、明治以降ではさらに略されて「懸場帳」と呼ばれるようになった。この懸場帳は財産的価値を持っており、売薬行商人の間で売買されることもあったという。

懸場帳の記入事項の例としては、薬の種類、チョウ数（小袋の数）、いくら掛けがあるか、いくら値段をまけたか、いくら薬を余計に預けたか、何かの都合で引き揚げた、得意先の家までの略図等が挙げられ、これはたとえ人が変わってもすぐに分かるようにと何でも詳しく書いてあるのだった。めったなことでは行商人の交代は行われないのであるが、

従来行っていた人が病気が死亡した場合などは別である。その際、新しい人が代わりに行商に向くのだが、だいたいの人が怪しがつて預け袋または預け箱を出してくれない。そこで富山売薬行商人は依頼書や口演を持参して入れ替えのときに見せ、向こうを安心させてから薬の入れ替えをやるのだ。富山売薬がいかに信用の上に成り立っている商売なのか、ここから分かるであろう。

第二章 富山売薬商人に関連した薩摩藩の行動と機関

第一節 他藩に見る差留の例

第二章では早速富山売薬行商人と薩摩藩との関係を見ていきたいのだが、その前に薩摩藩以外の藩による差留の例を見てみたい。差留とは旅先藩が領内経済バランスを維持するために展開した統制策のひとつで、領内での営業の免許を差し留めることをいう。これを旅先藩から言い渡されると、行商人は領内で商売することができなくなるのだ。藩から富山売薬行商人へ行ったアプローチの方法として差留を選択した。

さて、「はじめに」の項でも少し書いたが、薩摩藩はやや特殊な藩である。薩摩藩以外の藩は差留を解除する際に富山売薬行商人に対してどのような条件を提示していたのかを、薩摩藩が富山売薬行商人へ提示した条件との比較対象としたい。そこで、半田和彦氏の論文「秋田藩、富山売薬を排除」²²⁾を参考に箇条書きにしなが、秋田藩による差留の例を見ていきたい。

- ・富山売薬が始まった元禄三年（一六六九）からほどなくして秋田藩は他に先がけて享保二年（一七一七）領内での売薬を禁止した

- ・領内での売薬は滝口と銭屋のわずか二軒の特権的商人に許すのみであった

- ・享保二年に他領売薬人の入国が制限されたが、富山行商人は既に配置している置薬の回収との口実のもと入国したり、旅先藩へ

の永住や有力店に使用人として入り込むなどの工夫が見られた。後に藩から売薬を認められた城下商人高堂屋八兵衛の本家は富山で代々八兵衛と名乗っていた

- ・明和七年（一七七〇）、高堂屋八兵衛の支配人武右衛門が年一五両の運上金を納めることと引き替えに五か年の廻在売薬の許可を得たことで、その年から滝口、銭屋、高堂屋と三店が領内での売薬特権を得た

- ・この年から寛政九年（一七九八）までの二八年間で彼ら三軒が納めた運上金は合計三五〇一貫と一五両（およそ六〇〇両）であった。²³⁾

以上が秋田藩が富山売薬行商人の差留をした概要である。また、半田氏は「取扱商人の人数制限を打ち出すことによる運上金の徴収にその狙いがあったとみることができる。」²⁴⁾と述べている。見ての通り、秋田藩側から差留解除の条件を出されたわけではない。差留をされはしたが、富山売薬行商人が自ら工夫をして商売を続けて行ったのである。それは薩摩藩の場合はどうであろうか。

第二節 薩摩藩による差留の例

薩摩組が差留されたのは、天明元年（一七八二）～天明三年（一七八三）、天明七年（一七八七）～寛政元年（一七八九）、寛政十一年（一七九九）～享和元年（一八〇一）、文政十年（一八二六）～天保三年（一八三二）、嘉永三年（一八五〇）～安永二年（一八五五）の計五回で、これはどの組よりも多いことになる。第二節では塩沢明子「近世後期における富山売薬商人と旅先藩―薩摩藩との関係を中心に―」²⁵⁾を参考にして、差留されるに至った原因についてそれぞれ見ていくことにする。

最初に差留を受けたのは天明元（一七八一）～天明三（一七八三）のことである。史料集²⁶⁾ p 835に掲載されている「売薬薩摩組之沿革史」には「薩摩御領内売薬禁止せられたり」とあるだけで原因まではかかれていない。しかし塩沢氏の見解では、原因は薩摩藩が行っていた財政改

革にあるという。安永から天明八年（一七八八）にかけて、薩摩藩ではちょうど儉約令が敷かれていたところだった。正貨を国外に持ち出す商人は、藩の財政支出を促す存在であるから差留をいわたされたのではないかと推測している。

二番目に差留を受けたのは天明七年（一七八七）（寛政元（一七八九）のことである。この差留の場合も差留をされた理由を示す史料が確認できない。塩沢氏は、直前の天明六年（一七八六）に鹿兒島で水害・風害・虫害が相次いだため田畑に多くの被害を出し、それに伴って死傷者が出たことを原因として挙げ、さらに差留の理由として藩財政の窮乏を阻止するためであるとしている。

三番目に差留を受けたのは寛政十一年（一七九九）（享和元（一八〇一）のことである。この差留の場合も同様に「売薬薩摩組之沿革史」に「領内売薬商を差留られたり」と書かれているのみで史料から原因を特定することができなかった。

続いて四番目に差留を受けたのは文政十年（一八二六）（天保三年（一八三二）のことである。この年には「売薬薩摩組之沿革史」に「彼地御薬懸より売薬御弘方二相成候二付、私共義一円御差留二相成候」という記述が見られる通り、薩摩藩自身で配薬を始めたために富山売薬商人が営業を差し留められるという事態に陥った。そしてもうひとつの原因として挙げられるのは薩摩藩と富山藩の方針のズレである。これについて深井甚三氏の論文「北前船の展開と抜荷―越中北前船と売薬商・薩摩藩の抜荷取引きをめぐって―」⁽²⁷⁾によると、

この営業差留は、調所により抜荷に一層力を入れた薩摩藩と、抜荷の購入に売薬商人をかかわらせないように努める富山藩の動向が関連しているのは間違いない。⁽²⁸⁾

ということである。この薩摩藩と富山藩の方針のズレについてについては補足を加えたい。

史料集⁽²⁹⁾ p167に「文政九年戊辰三月、薩摩表に於て出口不正の薬種等買取べからざる旨富山合薬上縮役より同組より御請印形帳を提出

す」とある。これは薩摩組が反魂丹役所上縮役より、不正薬種購入禁止を受けた際の書状である。内容は、不正薬種の購入は禁止であることや、文政四年（一八二一）に薩摩組が不正薬種購入の嫌疑をかけられた際に莫大な費用を費やしたこと、また、不正薬種購入の摘発が仲間組に大きな経済負担をかけるのだということが書かれていた。

最後に差留されたのは嘉永三年（一八五〇）（安永二年（一八五五）のことである。この場合の差留の原因は鹿兒島藩製薬方による配薬の影響によるものであった。文政十年に薩摩藩自身の配薬は始まっていたのだが、弘化元年（一八四四）の冬鹿兒島藩琉球方に製薬方ができ、製薬方で作った合薬が安価でしかも領内全域に配薬されることになったのだ。それを受けて薩摩組は自ら行商を停止することに決定した。

第三節 薩摩組による差留の解除活動

第二節では薩摩藩が富山売薬薩摩組の営業を差し留めた五つの例をその原因とともに見てきた。そこで第三節では富山売薬薩摩組が如何にしてその差留を解除してきたのかを見ていきたい。

天明元年（一七八一）（天明三年（一七八三））に受けた一番初めの差留では薩摩藩による儉約令が原因だと推測されていた。しかし、解除された天明三年もまだ儉約令は続いている。ではなぜ差留が解除されたのかということだが、「売薬薩摩組之沿革史」によるとこれも「越中八尾之町人として、御領内拾三人足御免許を蒙りたり」とあるのみで詳しい解除の経緯は述べられていない。そこで注目したのが一七七九年に起こった安永噴火（桜島噴火）である。このとき災害のため、薬の需要が高まっており、藩だけでは対応できなくなった。儉約中ではあったが差留を解除せざるを得なかったのだろう。さらに、薩摩組の行商圏の広さと薬の効能を評価しての解除だと塩沢氏は指摘している。

天明七年（一七八七）（寛政元年（一七八九））に受けた二番目の差留では、災害によって甚大な被害が出た上に藩の財政が窮乏することは阻止しなければならぬという思惑が原因であると推測されていた。ここでの差留解除の理由は前回同様、災害が起き薬の需要が高まったため

あり、薩摩組の行商能力と薬の効能が評価されたからであるとしている。寛政十一年（一七九九）～享和元年（一八〇一）に受けた三番目の差留は原因を特定することができなかった。解除の理由もまた同様である。この時期は災害が起きたわけでもないため、ここで塩沢氏は冥加に注目している。この解除の年から毎年、薩摩組から鹿児島藩九代目藩主島津斉宣へ冥加として鉛一五〇斤、熊皮一〇枚が上納されていたのだ。

この冥加がどれほどの価値を示すかは分からないが、他の要因が見つからないことから、この差留解除は薩摩組から冥加、御礼金などの贈答品を受けることが鹿児島藩にとって有益であり、それが差留解除に至る一因となったのではないかと推測できる。³⁰⁾

と塩沢氏はいう。

次に文政十年（一八二六）～天保三年（一八三二）に受けた四番目の差留であるが、これには薩摩藩自身で配薬を始め富山売薬が障害になったことと、薩摩藩と富山藩の方針のズレに原因があった。この差留は、薩摩組が冥加として昆布一万斤・献金として金二〇〇両を薩摩藩に毎年献上することで解除されることとなっている。薩摩藩にとって毎年献上される昆布一万斤は魅力的であり、北前船で薬荷を運ぶ売薬商人に昆布廻送を任せたいという期待から解除されたのではないかと塩沢氏は指摘する。

嘉永三年（一八五〇）～安永二年（一八五五）の差留は薩摩藩自身が領内全域に配薬を開始したことにより、薩摩組自ら営業を停止したことによるものだった。しかし嘉永四年（一八五一）、製薬方に雇われるという形で富山売薬商人十七人の配薬が許可された。彼らは製薬方の合薬を領内外で売り広めてくれる存在であり、昆布の確保は貿易発展のために必要不可欠だ。また、貿易が発展すれば、中国から輸入される唐薬種を使用する製薬方も発展する。さらに解除の際の御礼金などは、製薬方へ金三〇〇両・鉛一〇〇〇斤・毎年一〇〇両、琉球方へ昆布一万斤というふうにも多額なものである等、薩摩藩にとってメリットだらけだったのである。

以上を統括して塩沢氏は

鹿児島藩における富山売薬商人へのまなざしは、「品質の良い薬を広域に配薬する者」から「薬以外のものによって藩に潤いをもたらす者」に変化していったのである。³¹⁾

と述べている。

第四節 薩摩藩内に設置された仲介機関

富山売薬行商人は旅先藩からしばしば差留を受けながらも解除に奔走し、懸命に営業を続けてきたということが分かっていた。しかしそれは富山藩側の力でいつも営業ができていくわけではないのである。強力な権力構造に対して、その内部に協力してくれるものが必要であり、それが仲介機関である。第四節では仲介機関について見ていきたい。

この仲介機関に位置する人間を仲介人と呼ぶ。仲介人を選ばれるのは旅先藩での有力な在住者である。売薬人は彼を通じて領内行商の免許願、差留の解除、連人増願、無株の行商人の取り締まりを願い出るので。さらに冥加金の上納などの重要な交渉も彼を通じて行われる。また、旅先藩はこれらの返答を売薬行商人ではなく、仲介人に対して示す。その他にも売薬行商人が帰国した後は、この機関から富山の仲間に対し、旅先領内の様子、他国商人の進出、旅先藩への献上物の種類や献金の額などの要求、藩の売薬人政策などの通知の任も担っている。この機関に対する給料は無いが、手厚く遇する慣習はあるということである。

仲介機関はすべての旅先藩に設けられるわけではなく、主に薩摩藩、熊本藩、仙台藩、出雲大社などに設けられた。薩摩藩では、下町年寄木村与兵衛が仲介人にあたる。嘉永三年に受けた差留の際には富山売薬商人は木村氏の手先ということにして行商が許されており、仲介人の重要性がよく分かるエピソードとなっている。また、この事柄は史料集³²⁾ p 709にある「鹿児島下町、木村与兵衛手先越中之嘉次郎、平蔵、吉兵衛」という記述によるものである。他にも売薬行商人に融資も行っていたよ

うだ。

そして、北海道から昆布を藩当局に送り込むことや、綿七八万斤・昆布一万斤あるいは四千貫⁽³³⁾、年間硝磺二百貫余⁽³⁴⁾などの献上の仲介、指示を行ったのも仲介人である木村氏だった。この献上は半ば強制で、

……この仲介機関と売薬人仲間との位置関係を知ることができる。

と、植村元覚氏は『行商圈と領域経済―富山売薬業史の研究―』⁽³⁵⁾のなかで言っている。

第三章 薩摩組による昆布廻送での貢献

第一節 薩摩藩にとつての昆布の重要性

先の章の中で度々、富山売薬行商人薩摩組が薩摩藩に昆布等を献上していたという話が出た。その後、献上という形とは別に薩摩組は昆布の廻送を始めることになるのだが、第三章ではその昆布廻送について見ていきたい。まず、薩摩藩がなぜそこまで昆布にこだわるのか、その理由を原口虎雄氏の『幕末の薩摩 悲劇の改革者、調所笑左衛門』⁽³⁶⁾を参考にしながら述べる。

文政一〇年（一八二七）、薩摩藩には借金が五〇〇万両あった（次表）。そして当時の実際の金利は一割二分で、年間の利息だけでも六〇万両かかる計算になる。とても返済していける額ではない借金である。ここま

で薩摩藩の財政が行き詰まったのには主に四点の理由があるという。第一に、島津家第二十一代吉貴時代（一七〇四～一七二一）に何事も幕府に範をとって藩政改革をした結果、国費を浪費してしまつたという点。第二に、第二十代綱貴時代（一六七八～一七〇四）に列藩諸侯と初めて縁組し、それ以降慣習となつて出費がかさんでいったという点。第三、第四に、第二十五代重豪時代（一七五五～一七八七）、及び重豪が隠居してから死去する一八三三年までに重豪が行つてきた積極政治、そして派手な暮らしによる出費が多

表III 薩摩藩の借金表

年次	借銀高 (金両)
元和二年（一六一六）	一、〇〇〇貫余（二万両）
寛永九年（一六三二）	七、〇〇〇貫余（一四万両）
同十七年（一六四〇）	三、〇〇〇貫余（三万、五万両）
寛延二年（一七四九）	四、〇〇〇貫余（五六万両）
宝暦四年（一七五四）	四、〇〇〇貫余（六六万両）
享和元年（一八〇一）	七、三〇〇貫余（一七万両）
文化四年（一八〇七）	七、一三六貫余（二六万両）
文政十年（一八二七）	三〇、〇〇〇貫余（五〇〇万両）

（原口虎雄『幕末の薩摩 悲劇の改革者、調所笑左衛門』 p 67）

かつたという点である。もちろんこれら四点だけが多大な借金の原因となつたのではなく、

……中世から打ち続いた薩隅日三州の長い騒乱、それに続く九州全土への出兵で国力を消耗しているところに秀吉の九州征伐にあつて、……二度の朝鮮出兵の戦費にはずいぶん困つたようである。……慶長九年（一六〇四）の江戸城修築の御手伝い普請などに患わされたりして……参勤交替と江戸国元の二重生活の出費には悩まされた。⁽³⁷⁾

と、原口氏が述べている通り、様々の積み重ねの上に更に先の四点の原因が重なり薩摩藩の多大な借金は膨れ上がったのである。

さて、次に薩摩藩の収入についてであるが、当時の経済学者の佐藤信淵が薩摩藩の産業振興策について書いた『薩摩経緯記』によると薩摩藩の経常年収は「毎年十八万三千金」、藩が文化十二年に出した節約令では「三カ年分相並し一カ年分の産物料高、およそ十四万両余」となっている。いずれにしても借金の返済にはとても足りないため重豪・斉興は

調所広郷を財政改革主任に抜擢し、

一、天保二年から一一年までの一〇カ年間に、五〇万両の積立金をつくること

二、そのほかに、平時並びに非常時の手当てもなるだけ貯えること

三、古借証文を取り返すこと⁽³⁸⁾

を命じた。これに対して調所は、商人を脅迫して借金を無利子で二五〇年の分割払いにするという実質の「踏み倒し」や、三島（奄美大島、喜界島、徳之島）砂糖惣買入制の導入、土木工事を増やすことや、唐物貿易等を行い、天保一一年（一八四〇）には二五〇万両の蓄えができる程にしたのである。

さて、ここまで薩摩藩の財政難、それに対する財政改革を見てきた。本題の昆布は、調所が力を入れていた唐物貿易で大いに関わってくる。北日本新聞社編集局『海の懸け橋 昆布ロードと越中』⁽³⁹⁾によると

薩摩は中世の日明貿易のころから中国と交易があり、藩は海外の情報収集能力にたけていた。中国では風土病がまん延し、ヨードを含む昆布は漢方薬の原料として重宝していた⁽⁴⁰⁾

という。薩摩藩は中国に昆布を売ることが利益になると知っていたのである。五〇〇万両もの借金を持っていた薩摩藩にとって昆布がどれほど重要なものだったのかがここから分かってくるのではないだろうか。

第二節 昆布廻送が開始されるまでの経緯

第一節では薩摩藩にとつていかに昆布が重要だったかを述べた。第二節では薩摩藩がどのようにして昆布を調達していたかを、先にも参考にした『海の懸け橋 昆布ロードと越中』を元に見ていきたい。

寛永一六年（一六三九）に出された鎖国令によって外国との窓口は長崎だけに絞られたかのように見えたと、不測の事態が起きた際のための

補助貿易の窓口として琉球が選ばれていた。唐物貿易は琉球を通じた中国との貿易のことであるが、以上の理由で唐物貿易は実質、幕府公認の貿易だったといえるのである。⁽⁴¹⁾ 公認とは言うが貞享三年（一六八六）に貿易量を減らすよう幕府に命じられており、それにも関わらず貿易を拡大し続けた薩摩藩は、更に安価な昆布を求めて文化元年（一八〇四）頃から新潟へ向かっている。対して幕府は、薩摩藩の貿易を「抜け荷」とし、見つけ次第摘発することを決めた。この抜け荷の摘発については後の第四章第一節の中で述べる。

その後薩摩藩は二度の摘発を受けた上、長岡藩の新潟湊を没収されている。これは薩摩藩が日本海側の取引拠点を失ったことを示すと同時に、天保三年（一八三二）以降薩摩組が献上していた昆布一万斤に期待をかけていくきっかけにもなったのである。

第三節 薩摩組による昆布廻送事業とそれによってもたらされた利益

これらの経緯を確認した上で薩摩組が昆布の廻送にどのように関わっていたのかを第三節では見ていきたい。先に述べたように期待をかけられていた薩摩組は、弘化四年（一八四七）仲介人鹿兒島町年寄木村喜兵衛から昆布輸送の資金援助を受けて昆布を運搬し始め、嘉永二年（一八四九）には薩摩組が昆布廻船を担うようになった。ここで特筆したいのは密田家の存在である。薩摩組を構成する商家のひとつでもある密田家（林蔵家）は、寛文二年（一六六二）に能登から富山町に移住して能登屋と号し⁽⁴²⁾、

天保期には二隻の船を持っていた。四百石積みの中型船「栄久丸」と六百五十石積み的大型船「長者丸」で、ともに蝦夷地で昆布を買って付けて薩摩へ輸送していた⁽⁴³⁾

特に薩摩完業では、六代・七代林蔵が仲間組の中心となっていた。一八世紀の後半以降、薩摩藩はたびたび差し止めを行っているが、その際も解除のため交渉に立つなど……⁽⁴⁴⁾

と言われるように、薩摩組を見ていく上では大変に重要な家なのである。

以上に引用した通り、昆布は密田家所有の二隻の船によつて蝦夷で仕入れられてから薩摩藩へ輸送された。また、密田家によるこの昆布廻送事業はもともとのおきつけが薩摩藩による差留を解除するという目的にあるため、売薬関連事業であると『富山市売薬資料館旧密田家土蔵開館記念展 密田家の売薬・能登屋のくすり』⁽⁴⁵⁾の中で解説されている。差留解除のために始まった昆布回船であったが、薩摩組にも利益はあった。献上品の昆布1万斤はもちろん別だが、運んできた昆布は市場価格で買ってもらえ、見返りに良質で安い薬種を売ってもらえた。薬種は普通、中国から長崎・出島、長崎・出島から大坂へ運ばれ、大坂の薬種問屋が独占して売っていたため高かったのだ。従つて、昆布廻送の見返りとして得た薬種は薩摩組の貴重な利益の一つだったといえよう。

第四章 薩摩組による情報提供等での貢献

第一節 新潟での抜荷発覚事件

第三章では薩摩組が昆布の廻送事業を請け負うことで薩摩藩に貢献していたということを見てきたが、それだけではない。薩摩組は情報を伝えるという点でも薩摩藩に貢献していた。そのことを第四章では見ていきたい。第一節、第二節、及び第三節では先に紹介した密田家の文書である『密田家文書』を用いて述べる。

まず密田家文書についてであるが、この文書は明和五年（一七六八）より明治に至るもので、その数は一万点以上にも及んでいる。そのうちの四千点余りが故高瀬保氏を中心として整理され、目録が刊行されており、富山売薬業の史料としては、もつとも古いものの一つである。⁽⁴⁶⁾現在文書の所有が富山市郷土博物館、所蔵が富山市売薬資料館となっている。

さて、先の第三章第二節でも少し触れたが、新潟での抜け荷発覚事件についてここではもう少し詳しく見ていきたい。それに関しては『密田

家文書』文久二年戊十月「願書留」（付録1）の中に

先年二茂越後新潟におゐて不正之売物取扱及露頭候節も数度飛脚を以御内通奉申上候

という記述がある。先年、越後新潟において不正の売物を取り扱っていることが露頭したときも、私たちは何度か飛脚を用いて御内通いたしました、ということが書かれている。この願書は越中富山の売薬行商人から薩摩藩の仲介人木村喜兵衛に宛てたもので、「不正之売物取扱」とは薩摩藩が唐物貿易で輸出入した品物のことを示している。幕府が薩摩藩の唐物貿易を抜け荷とした経緯があるために「不正之売物」という言い方をされている。それが露頭、つまり幕府に密貿易が見つかったという情報を彼らは薩摩藩側に伝えているのだ。

また、この願書に「先年二茂」とあるが、これは天保六年（一八三五）に薩摩藩交易の船が村松浜（中条町）で難破し、抜け荷事件が発覚したときのことか、天保十四年（一八四〇）に再び発覚した抜け荷事件のことか、どちらかのことと思われる。どちらも文久二年（一八六二）から見れば「先年」のため、特定することができなかった。

第二節 薩摩組が行ったとされる隠密御用、極内御用

第四章のタイトルは「薩摩組による情報提供等での貢献」である。ここからはその△等▽の部分について述べていきたい。まずは先にも用いた『密田家文書』文久二年戊十月「願書留」より一部引用する。

御発駕被為 在候御儀ニ付極内御用被為仰付候……
……四月大坂ニおいて御役方様御方江御付添申上江州辺江混与被遣
置候……

同所今京都御滞在中並二東海道筋江戸表迄乍恐御守護奉申上尤江戸表御滞在中同所二居又候御帰国之御時節茂乍恐御守護奉……

御出発される際に私たちは極内御用を仰せつけられました。…四月には大坂において御役方様を御方へ御付添い申上げ、近江辺りまで遣い置かれました。…同所から京都に御滞在中、また東海道筋江戸表までも恐れながら守護させていただきました。江戸に御滞在中の間もまた同じです。御帰国の際にも恐れながら守護させていただきました。ということが書かれています。

また、ここで言われている「御発駕」というのは文久二年（一八六二）の島津久光の上京だと考えられる。その上京の経緯としては以下のようなになる。安政五年（一八五八）、二十八代薩摩藩主島津斉彬が急死し、弟久光の長男忠義が藩主となる。そして久光がその後見人として藩の実権を握り、文久二年（一八六二）に公武合体運動推進のためとして上京したので。『島津久光公実記 一』⁽⁴⁷⁾の

「三月十六日公鹿兒島ヲ發ス」⁽⁴⁸⁾

「四月十六日公伏見ヲ發シ京都ニ入り近衛邸ニ伺候シテ…」

公武合體皇威御振興幕政御變革被爲在様建白仕度所存ニ御座候」⁽⁴⁹⁾

という記述と、「願書留」の内容にある時期や場所が一致することから見ても、そのように考えるのが自然だろう。

さて、薩摩組は島津久光の上京で何をするかというと、彼らは「極内御用」を仰せ付けられ、またその御一行を「御守護」するのだということがここから分かる。「極内御用」の内容が何であるかということは詳しく書かれていないので知ることはできない。

次に『密田家文書』『隱密御用の骨折につき金子下渡の書付』（付録2）からの引用だ。

金百両

下町人

木村喜次郎

越中富山之

清太郎

長蔵

五兵衛

庄蔵

休蔵

吉兵衛

右者今般隱密之

御用向致骨折候付

於大坂表渡置候金子

右之通被下切被仰付候条

可申渡事

子

六月撰津

これは撰津から下町人木村喜次郎・越中富山之清太郎他五名に宛てて書かれたもので、「隱密御用」を請け負ってくれたため金子を渡します、というようなことが書かれているものである。また、「越中富山之」以降に書かれた複数人の名前のうち五兵衛を後述の第三節でも登場する金盛五兵衛のことだとすると、この書付が出された子の年というのは元治元年（一八六四）だと推測することができる。金盛五兵衛は嘉永三年（一八五〇）に十五歳の若さで薩摩藩内での行商を開始し、三十八歳で売薬の仕事を離れ、五十一歳で亡くなった。⁽⁵⁰⁾

嘉永三年（一八五〇）に行商を開始してから明治六年（一八七三）で売薬の仕事を離れるまでの二十三年間の間に子年は嘉永五年（一八五二）壬子と元治元年（一八六四）甲子しかない。行商を始めてから二年しか経っていない嘉永五年に五兵衛が隱密御用を命ぜられるだろうか。また原口泉氏・永山修一氏ら『鹿兒島県の歴史』⁽⁵¹⁾によると、嘉永五年

(一八五二)の六月までに薩摩藩で起こった主な出来事は、一月にイギリス艦が那覇に来航し、それを強いて首里城に入ったことだけである。それに対して元治元年(一八六四)には、二月に西郷隆盛が鹿児島に帰る、久光らが朝議参与を辞す、西郷が入京して軍賦役になる、池田屋事件などもこの年に起きている。以上のことから本稿では、嘉永五年よりも元治元年が妥当だとする。

また、差出人である撰津については、この当時通称を撰津と呼ばれていた喜入久高ではないかと推測する。喜入久高は文政二年(一八一九)から明治二十六年(一八九三)を生きた薩摩藩の家老で、薩摩藩主島津斉彬・茂久(忠義)に仕えていた。天保八年(一八三七)に詰衆となり、番頭、用人、坊泊地頭職、大目付、鹿屋地頭職を歴任している。その久高が家老となった経緯を『三百藩家臣人名事典 第七卷』^⑧より引用する。

文久元年島津久光(藩主茂久の父)は前藩主斉彬の遺志を継いで、父子ともども拳藩公武合体路線推進を決意したが、主席家老島津久徴らが反対したので、久光は久徴一派を退け、久高を主席家老に任じ、補佐に側役小松清廉、小納戸中山実善を起用して、誠忠組の突出を押さえ、組の大久保利通・伊地知貞馨らの誠忠組派を登用した。

この経歴を見るに、久高は久光と同じく公武合体推進派であるから主席家老に抜擢されたということが分かる。公武合体推進運動のため文久二年(一八六二)に上京した久光を守護した富山売薬行商人らと面識があってもおかしくはないのではないか。また、隱密御用の詳しい内容についてはここでも詳しいことは書かれていない。しかし、金一〇〇両も大金を渡されているということはかなりの働きをしたと考えてもいいだろう。

第三節 寺田屋事件

売薬行商人、及び昆布廻船事業とは別の分野で薩摩組が活躍した最たる事例として寺田屋事件を挙げたい。薩摩藩志士肅清事件、坂本龍馬襲撃事件の二つある寺田屋事件のうちここで扱うのは文久二年(一八六二)に起こった薩摩藩志士肅清事件の方である。

先にも述べた通り、この年に島津久光は公武合体を推進するために藩兵を率いて上京している。その上京を初めは喜んで見ていた薩摩藩の過激派だったが久光が公武合体派と知るやいなや、関白九条尚忠と京都所司代酒井忠義を襲撃した後には討幕へ動こうとし始める。これを阻止した、というのが薩摩藩志士肅清事件の概要である。この事件で薩摩組がどのように関わっていたのか、それは『海の懸け橋 昆布ロードと越中』^⑨の中に書かれているので抜粋する。

富山にいた金盛五兵衛は、久光の拳兵を薩摩にいる売薬の仲間から知らされ……杉井伊平とともに京都へ向かった。

……京都の薩摩藩邸に着いた五兵衛と伊平は……大久保利通から、「大坂の薩摩藩邸に入り、動きを探ってほしい。越中の売薬商人ならば、人手の足りない藩邸の手伝い人のふりをしていれば怪しまれない」と頼まれた。

……ある夜、五兵衛が邸内を回っていると……密談を耳にした。
……五兵衛は一晚中歩いて武士たちを追跡し、京都の藩邸に急行。
久光に……即座に報告した。

志士たちが寺田屋にいたことを五兵衛が知らせたことで、討幕への蜂起を阻止できたというのである。本当にこのような重大な仕事を薩摩組は任されていたのか。残念だが、先にも出てきた『島津久光公実記』等の薩摩藩側の史料にもこのことを記す記述はなく、富山側の史料にも『海の懸け橋 昆布ロードと越中』以外には五兵衛のこの活躍に関するものを探し出すことができなかった。また、その書籍も出典が書かれていないため事実かどうかは疑問が残る。しかし、金盛五兵衛は先の第二節でも述べた通り、金一〇〇両をも渡されるほどの隱密の御用を命ぜられた

人物であり、手柄をたてた褒美として久光から贈られた太刀が金盛家に伝わっている⁽⁵⁴⁾ということが、五兵衛の働きがたしかにあったという証拠なのではないだろうか。

おわりに

これまであまり触れられてこなかった富山売薬行商人の性格を明らかにすることを目的に、ここまで沢山の先行研究を参考にさせていただきながら彼らの姿を追ってきた。そこからは彼らのどのような性格が見えるのか。

まず挙げられるのは行商を絶対に途切れさせないという意志の強さだ。差留をされたのは薩摩組ばかりではないが、薩摩組は五回もの差留を受けている。しかしその度に向こうからの条件を飲み、差留の解除へと導いてきた。本来の仕事ではない昆布廻船を請け負ったことも、利益を得られるとは言え差留を解除してもらうことが最優先だったからである。

また、商売をさせていただいているという感謝の気持ちが端々から感じ取れる。これは『密田家文書』の中に度々出てくる「御恩」という単語や、久光の上京に守護として付いて行っていることから分かる。

富山売薬といえは、先に使ってもらって利は後だ、という先用後利という言葉が有名だ。何よりも信用が第一なのである。彼らは何度も差留を受けながらも最後には「志士たちの動きを探ってほしい」と頼られるまでになった。意志を強く持つて真面目に行商に向き合い、常に恩を忘れない、そんな富山売薬行商人の性格が顧客の信用獲得に繋がり、何代にも渡る付き合いを生むのだろう。

付記

末筆ながら、密田家文書の閲覧の際に便宜を図って戴いた富山市売薬資料館（富山市民俗民芸村）学芸員の兼子心氏、富山市郷土博物館学芸員の萩原大輔氏、卒業論文を書くにあたり指導して戴いた京都学園大学吉村亨教授、京都学園大学鍛冶宏介准教授、ほか関係の方々に深く御礼申し上げます。

△註▽

- (1) 『富山大学紀要』経済学部論集第九号、富山大学経済学部、一九五六
- (2) 『富山大学紀要』経済学部論集第一〇号、富山大学経済学部、一九五六・六
- (3) 『富大経済論集』第三巻第一号、富山大学経済学部経済研究所、一九五八
- (4) 『社会経済史学』三一、社会経済史学会、一九六六・三・三一
- (5) 『海事史研究』二二、日本海事史学会、一九七四・四・三〇
- (6) 『印度学仏教学研究』二八、日本印度学仏教学会、一九八〇・三
- (7) 『大正大学』一九、大正大学、一九八九
- (8) 『海事史研究』二二、日本海事史学会、一九七四・四
- (9) 株式会社東京堂出版、二〇〇九・一・二〇
- (10) 『史文』六、二〇〇四
- (11) 『秋大史学』五二、秋田大学、二〇〇六・〇・八
- (12) 富山県、一九一八
- (13) 高岡高等商業学校、一九三六
- (14) 植村元覚『行商圏と領域経済』、ミネルヴァ書店、一九五九 p 166
- (15) 前註(14) p 166

薩摩組の働きから見る富山売薬行商人の性格

- (16) 前註 (14) p
- (17) 前註 (14) p
- (18) 前註 (12) p
- (19) 前註 (5) p 488
- (20) 前註 (5) p 38
- (21) 前註 (12) p 44
- (22) 前註 (11) p 10
- (23) 前註 (11) p 12
- (24) 前註 (11) p 10
- (25) 前註 (10) p
- (26) 前註 (12) p
- (27) 深井甚三「北前船の展開と抜荷―越中北前船と売薬商・薩摩藩の抜荷取引をめぐって―」、『日本歴史』第五八七号、一九九七、
- (28) 前註 (27) p 60
- (29) 前註 (12) p
- (30) 前註 (10) p 37
- (31) 前註 (10) p 39
- (32) 前註 (12) p
- (33) 前註 (12) p 675、p 792
- (34) 前註 (12) p 180793
- (35) 前註 (14) p 653
- (36) 中央公論社、一九六六
- (37) 前註 (36) p 69、70
- (38) 前註 (36) p 81
- (39) 北日本新聞社、二〇〇七・六・四
- (40) 前註 (39) p 57
- (41) 前註 (39) p 58、59
- (42) 富山市売薬資料館『富山市売薬資料館旧密田家土蔵開館記念展 密田家の売薬―能登屋のくすり―』富山市教育委員会
二〇〇一・一一・二六
- (43) 前註 (39) p 63

(44) 前註 (42) p 61

(45) 前註 (42) p

(46) 前註 (42) p 61

(47) 日本史籍協會叢書『島津久光公実記 一』、財団法人東京大學出版會、一九一〇・十二・一

(48) 前註 (47) p 62

(49) 前註 (47) p 80

(50) 前註 (39) p 74

(51) 原口泉・永山修一・日隈正守・松尾千歳・皆村武一、

一九九九・八・二十五、

株式会社 山川出版社、一九九九・八・二五 年表 p 14、15

(52) 家臣人名事典編纂委員会、株式会社 新人物往来社、

一九八九・五・二〇 p 511

(53) 前註 (39) p 74、75

(54) 前註 (39) p 74

(付録1)

「 文久二年戊子月

願書留

」 (表紙)

家内養育相続仕冥加至極重疊難有仕合ニ奉存上候刺
今度旅人御取締厳重被為 仰付候御中格別御憐愍之
御取訊を以先來通諸巡在御免被為仰付別而難有

奉存上候元來私共義者国稼聊不仕往古より御当国

而已之売薬渡世ニ御座候故一族之者共遂印證御國法堅

大切ニ相守且又乍恐少分堂り共御為筋之儀御註進奉

申上度心得ニ罷在既ニ先年茂越後新潟ニおゐて不正の売物

取扱及露頭候節も数度飛脚を以御内通奉申候尤

其前後も彼は御内々御届奉申上來り兼而御奉公筋

心懸罷在候折柄貴殿御取伝を以当春

御発駕被為 在候御儀ニ付極内御用被為仰付候故

今度之御奉公与奉存上実ニ私共式不用意事ニ御座候得共

乍恐精勤仕度与難有御請奉申上一族之者共相互ニ印證

認一切口外窺忽ホ不仕様堅申合せ当春同意之者共

不残追々国元発足仕四月大阪ニおいて御役方様御方江

御付添申上江州辺江混与被遣置候義も有之尤同所今京都

御滞在中並ニ東海道筋江戸表迄乍恐御守護奉

申上尤江戸表御滞在中同所ニ罷居又候

御帰国之御時節茂乍恐御守護奉申上來り萬端

御役方様御下知之御旨奉承知始終見分有形之趣

追々御届奉申上候勿論奉蒙 御大恩候御冥加与

奉存上乍恐御奉公一筋ニ心懸罷在候得共不行届之者共故

何共奉恐入次第二御座候将私共義者先来今御国中

合葉入付方御年限之御訳茂無御座一手ニ御免被為

仰付置候ニ付夫而已を以難有取統来り候得共右奉申上候通

全く 御国様一遍之渡世成者故猶又子孫末々迄申讓り

右莫太之御恩義且御為筋ホ堅含め置往々取失ひ

不申様為心懸度奉存候ニ付御時節柄甚以恐多奉存上候得共

何卒御慈悲之上を以 御領国中合葉入付方永代

一手御免被為 仰付被下候儀を御書付御頂戴

被 仰付被下候様偏ニ御願可被下候左様御座候得者一□子孫之者共ニ

至迄 御国恩忘却不仕御国法大切ニ相守乍恐

猶以御奉公筋ホ折角心懸罷在可申候就右

御国法相背不正之儀共被為 聞召上候ハ、何様之御仕置

被為 仰付候共少茂御恨奉申上間敷候乍恐何卒御願

奉申上候通永代合葉一手入付方御免許被為

仰付御墨付御惠之被為下候處幾重ニ茂奉願状候

此ホ之段何分ニ茂貴殿今宜敷被仰上被下度奉願上候

越中富山

長 蔵

源 蔵

五兵衛

伊兵衛

庄 蔵

順 蔵

休 蔵

吉兵衛

藤次郎

戊 十月

木村喜次郎殿

別紙之通御内分を以御願申上呉候様申出し候ニ付委細

承届候處難黙止趣ニ付乍恐願書奉差上則同人共今

奉申上候通私方江及註進其折々御届申上置候就中

先年以来越後新潟表江御国売扨段々故障到来

之節越中之者共内々相働候訳合有之極内々数度

飛脚を以私方江委敷申送り則其度々御届申上候処

旅人ながらも御落澹申上候儀奇特成者共之由宜敷

御聞取ニ相成御褒美迄被下置候猶又当春

以来今御内用御奉公相働候由一統之者共長々之間

格別心配仕候段委敷承り申候右ニ付誠ニ以御時節

恐多奉存上候得共何卒奉願上候通永年不相替

別紙之者共江御領国中の合葉一手ニ御免被

仰付被下候趣御書付御頂戴被 仰付被下候様倫ニ

奉願上候左様御座候得ハ私共迄も別而難有奉存上候勿論

□□□今私ホ江支配仕候者ニ而是迄聊御国法ニ相背

為 儀も無御座慥成人柄之者共故追々御奉公節被

薩摩組の働きから見る富山売薬行商人の性格

仰付候共少茂不埒仕候義者御座有間敷与奉存上候
 勿論人柄旁二付而八乍恐御請合申上猶又御国法
 為取守可申候万一茂無調法之儀御座候得者当人者
 勿論私込茂何様之御咎被 仰付候共少茂難渋
 不奉申上候何卒右次第成合候様被 仰上被下度
 奉願上候以上

戊 十月

下町旅人係

木村喜次郎

(富山市売薬資料館所蔵 密田家文書)

於大坂表渡置候金子
 右之通被下切被仰付候条
 可申渡事

子
 六月撰津

(富山市売薬資料館所蔵 密田家文書)

(付録2)

「 御書附 」（表紙）

金百両

下町人

木村喜次郎

越中富山之

清太郎

長蔵

五兵衛

庄蔵

休蔵

吉兵衛

右者今般隠密之

御用向致骨折候付